

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、民生委員法及び児童福祉法に規定されている北海道（政令指定都市を除く）の民生委員児童委員の職務の向上に努め、道民の生活安定を図るため、住民支援活動に向けた知識、技術の研究向上、調査、情報、資料の提供等を行うとともに、民生委員児童委員活動の啓発の促進に努め、もって道民の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民生委員児童委員の資質向上のための研修等事業
- (2) 道民への普及啓発事業及び調査研究事業
- (3) 民生委員児童委員の互助共済及び福利厚生事業等
- (4) 民生委員児童委員の顕彰並びに慰霊を行う事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、北海道内において行うものとする。

(支部)

第5条 この法人に、市及び振興局の町村区域ごとに支部を置くことができる。

2 支部に関する規程は、別にこれを定める。

第3章 会 員

(会員)

第6条 この法人は、前条に定める支部をもって会員とする。

2 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、所定の会費を拠出するものとする。

3 会員に関する規程は、別にこれを定める。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外での者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事、監事の選任及び改選

(2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開

催する。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員において互選する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 評議員は、会長理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その3分の2をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事、監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事の選任に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が別に定める。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、その評議員会において選任された2名の評議員が、議事録署名人として前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に役員を置く。

- (1) 理事 13名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長理事、3名を副会長理事とする。

3 理事のうち1名を常務理事とすることができる。

4 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事を選任した場合には同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長理事及び副会長理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 4 会長理事が在任中に死亡し又は所在不明となった場合は、理事会を開催して新たな会長理事を選定する。
- 5 会長理事又は常務理事は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

- 第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

- 第30条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。
- 2 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会長理事からの相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 4 顧問の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事、副会長理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て会長理事が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、会長理事が別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、会長理事が別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。なお、公益法人移行の際の特例民法法人の事業報告及び決算は、公益法人が引き継ぐものとする。
- 3 この公益法人の最初の会長理事は清水健治とする。
- 4 この定款は、平成27年4月1日より施行する。(一部変更)
- 5 この定款は、平成29年3月27日より施行する。(一部変更)
- 6 この定款は、令和2年2月27日より施行する。(一部変更)
- 7 この定款は、令和7年4月1日より施行する。(一部変更)

別表 1 基本財産（第7条関係）

財産種別	場所・物量等
普通預金	120,000円
投資有価証券	45,000,000円